

令和2年度

**第1回 市川市少年センター
運営協議会資料**

令和2年7月21日(火)15:00～

生涯学習センター3階 第3研修室

令和2年度

第1回 市川市少年センター運営協議会 座席表

日時 令和2年7月21日(火) 15時
場所 生涯学習センター3階 第3研修室

| 副会長 | | 会長 | |
|----------------------|-----------|----------------------|----------|
| <input type="text"/> | 岸 良範 委員 | <input type="text"/> | 澁谷 敬二 委員 |
| <input type="text"/> | 本司 俊喜 委員 | <input type="text"/> | 石原 淳一 委員 |
| <input type="text"/> | 稲垣 カツ 委員 | <input type="text"/> | 旭 純弘 委員 |
| <input type="text"/> | 神吉 孝昌 委員 | <input type="text"/> | 田口 真 委員 |
| <input type="text"/> | 長崎 亮 委員 | <input type="text"/> | 立川 和子 委員 |
| <input type="text"/> | 白井 英勝 委員 | <input type="text"/> | 吉原 知之 委員 |
| <input type="text"/> | 上杉 健志 委員 | <input type="text"/> | 入江 正仁 委員 |
| <input type="text"/> | 三部 ミヨ子 委員 | <input type="text"/> | |

小松崎所長
事務局

傍聴席

<令和2年度>

少年センター運営協議会委員委嘱辞令交付式
及び第1回少年センター運営協議会

日 時：令和2年7月21日（火）午後3時より
場 所：市川市生涯学習センター3F 第3研修室

【少年センター運営協議会委員委嘱辞令交付式】

次 第

1. 開 式
2. 委嘱辞令交付 [交付] 小松崎所長 [介添え] 野田副主幹
3. 市川市教育委員会 小松崎所長 挨拶
4. 閉 式

【第1回少年センター運営協議会】

【進行】 城戸 【記録】 野田

1. 開 会
2. 委員の紹介及び職員紹介
3. 会長・副会長選出及び挨拶
4. 報 告【城戸】
 - ① 令和元年度(平成31年度)活動報告
 - ② 令和2年度活動方針と計画
 - ③ 最近の補導、相談活動実施状況（令和2年4月～令和2年6月）※別紙資料
 - ④ 少年補導員の委嘱状況
5. 警察より最近の少年の補導状況等について
市川警察署 生活安全課長 吉原 知之 様
行徳警察署 生活安全課長 入江 正仁 様
6. 協 議【窪田】※別紙資料
 - ① 少年センター運営テーマ「インターネット犯罪に巻き込まれないために」について
 - ② 少年センター課目標について「補導活動の充実（ネットパトロールを含む）」について
7. その他
8. 閉 会

《年間テーマ》「インターネット犯罪に巻き込まれないために」

市川市少年センター運営協議会委員名簿

(任期：令和元年7月17日～令和3年7月16日)

| 区分 | 氏名 | 所属・役職名 | 初委嘱年月日 |
|-------|------------------------------|--|----------------|
| 第1号委員 | 教育関係者 しづや けいじ 澁谷 敬二 | 市川市立第六中学校 校長 | 令和2年7月3日 新任 |
| | 教育関係者 いしはら じゅんいち 石原 淳一 | 市川市立南行徳小学校 校長 | 令和元年7月17日 |
| | 教育関係者 あさひ すみひろ 旭 純弘 | 昭和学院高等学校 生徒指導部長 | 令和2年7月3日 新任 |
| 第2号委員 | 児童福祉関係者 たぐち まこと 田口 真 | 千葉県市川児童相談所 上席児童福祉司(兼) グループリーダー | 令和2年7月3日 新任 |
| | 児童福祉関係者 たちかわ かずこ 立川 和子 | 市川市民生委員児童委員協議会 会長 | 令和2年7月3日 新任 |
| 第3号委員 | 警察関係者 よしはら ともゆき 吉原 知之 | 千葉県市川警察署生活安全課 課長 | 令和2年7月3日 新任 |
| | 警察関係者 いりえ まさと 入江 正仁 | 千葉県行徳警察署生活安全課 課長 | 令和2年7月3日 新任 |
| 第4号委員 | 学識経験者 きし よしのり 岸 良範 | 茨城大学 名誉教授 | 平成27年7月17日 |
| 第5号委員 | 民間有識者 ほんじ としのぶ 本司 俊喜 | 市川浦安地区保護司会 会長 | 令和元年7月17日 |
| | 民間有識者 いながき か つ 稲垣 カツ | 市川市自治会連合協議会 副会長 | 平成17年7月17日 |
| | 民間有識者 かんき たかまさ 神吉 孝昌 | ニッケ・タウンパートナーズ(株) コルトンプラザ事業課 総務経理チーム総務チーフ | 平成29年7月17日 |
| | 民間有識者 ながさき りょう 長崎 亮 | 市川市PTA連絡協議会 事務局次長 | 令和元年7月17日 |
| | 民間有識者 しらい ひでかつ 白井 英勝 | 市川市青少年相談員連絡協議会 副会長 | 令和2年7月3日 新任 |
| | 民間有識者 うえすぎ たけし 上杉 健志 | 市川商工会議所 議員 | 令和元年7月17日 |
| | 民間有識者 さんべ みよこ 三部 ミヨ子 | 市川市少年補導員連絡協議会 会長 | 平成19年7月17日 |

市川市少年センター設置条例

(設置)

第 1 条 本市は、少年（小学校就学の始期から満 20 歳に達するまでの者をいう。以下同じ）の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称および位置)

第 2 条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 市川市少年センター

位置 市川市鬼高 1 丁目 1 番 4 号

(事業)

第 3 条 少年センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) その他少年の健全な育成を図る事業

(職員)

第 4 条 少年センターに所長その他必要な職員を置き、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が任免する。

(運営協議会)

第 5 条 少年センターの運営について委員会の諮問に応ずる機関として、市川市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第 6 条 協議会は、委員 15 名以内で組織し、委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 7 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(補導員)

第 9 条 少年センターの事業を推進するため、補導員を置く。

- 2 補導員は、委員会が委嘱する。

- 3 補導員の定数は、160名以内とする。
- 4 補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日条例第17号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第14号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月28日条例第26号）

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第22号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○市川市少年センター設置条例施行規則

昭和44年5月15日教育委員会規則第2号

改正

平成6年3月30日教育委員会規則第3号

市川市少年センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市少年センター設置条例（昭和44年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成6年教委規則3号〕

(市川市少年センター運営協議会の委員)

第2条 条例第5条に規定する市川市少年センター運営協議会（次条において「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者
- (6) 教育委員会職員

一部改正〔平成6年教委規則3号〕

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

一部改正〔平成6年教委規則3号〕

(補導員)

第4条 条例第9条に規定する補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) PTA会員
- (2) 民生委員・児童委員及び保護司
- (3) 青少年相談員
- (4) 民間有識者

追加〔平成6年教委規則3号〕

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成6年教委規則3号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日教育委員会規則第3号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

令和2年度 市川市少年センターの運営について

1 活動方針

(1) 補導活動

- ① 地区補導に重点を置くことにより、より地域に密接した補導ができるように努める。
- ② インターネットトラブルに対応するため、サイバー補導活動・ネットパトロールを実施し、ネットによるいじめ、非行、犯罪等に巻き込まれないようにする。
- ③ 少年補導員の一層の力量向上をめざし、補導員連絡協議会や、市外（内）研修や新任補導員研修会の充実を図る。
- ④ 警察、各学校、PTA、地区少年健全育成連絡協議会、近隣市の補導員、関係機関等との連携をより一層深め、円滑で実践的な補導活動を実施する。

(2) 相談活動

- ① 電話相談・eメール相談から面接相談への適切な受け渡しに努め、相談効果を高める。
- ② 少年相談事業をより効果的に周知するためカードやポスターを小・中・特別支援・義務教育学校・高等学校に配付する。
- ③ 複雑化・深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに十分対応できるよう、スーパーバイザーと連携して相談担当者の資質の向上を図る。
- ④ 水曜日については、電話相談の受付を午後5時から午後7時まで拡大し、放課後の少年や就労後の保護者が相談しやすい環境をつくる。
- ⑤ SNS等を活用したLINE相談を中学生を対象に通年実施する。

(3) 環境浄化活動と少年健全育成活動

- ① 有害環境浄化のため、関係機関・団体との一層の連携強化に努める。
- ② 健全育成連絡協議会代表者・事務局担当者会議を通じて、個々の少年健全育成連絡会における組織と運営の活性化を図り、少年健全育成活動の一層の充実を図る。

(4) 関係機関との連携の強化

- ① 学校・関連機関から寄せられた情報（不審者などの事故報告）の共有化を図り、事故防止に努める。
- ② インターネットトラブルに巻き込まれないための活動を充実させるために、ネットパトロールやインターネットトラブル防止出張授業・研修を積極的に実施する。
- ③ 少年センターの活動や取り組みについて、各関係機関の理解とその周知及び協力を得るために、少年センター運営協議会の充実を図る。
- ④ 生徒指導主任会や学校警察連絡委員会等にて学校が必要とする情報の提供や、効果的な研修を実施し支援に努める。また、警察署・京葉地区少年センター・市川児童相談所・市内各小・中学校等との情報交換を密にし連携の強化を図る。
- ⑤ 薬物乱用防止キャンペーンの一層の充実のため、主旨を同じくする関係団体の発掘と連携に努める。

令和2年度市川市少年センター活動計画

| 項 目 | 目 標 | 実 施 計 画 |
|----------------------------|--|---|
| 街頭補導 | <p>◎少年非行防止のため、繁華街やたまり場等を中心に、広域街頭補導活動を推進する。</p> <p>◎少年非行の未然防止のため、地区補導の充実に努める。</p> | <p>◇地区補導・・・原則として毎月、定例研の日を中心に市内一斉に実施する。</p> <p>◇特別補導・・・行事等に対応し随時実施する。 (列車補導・県下一斉補導を含む)</p> <p>◇緊急補導・・・通報等に対応し随時実施する。 (少年センター職員)</p> <p>◇隣接市合同補導・・・船橋・松戸・浦安との間で、合同で実施する。 年3回実施</p> <p>◇夜間特別補導・・・男性補導員と少年センター職員で実施する。 年3回実施</p> <p>◇県下一斉補導・・・7月31日・8月1日 県下の青少年補導員が、県下一斉に街頭補導を実施する。</p> |
| サイバー補導 | <p>◎インターネットトラブル(いじめ、非行、犯罪など)の未然防止のため、ネットパトロールを実施する。</p> | <p>◇ネットパトロール・補導員、センター職員により、ツイッターを中心に検索する。</p> <p>◇学校への通報・・・個人情報の漏えいや誹謗中傷等を捉え、適宜学校に通報し、児童生徒や保護者への注意喚起・指導・改善を促す。</p> |
| 少年補導員連絡協議会 | <p>◎少年の非行防止と健全育成を図るために、市内の補導員が連携・協力して愛のひと声運動を推進する。</p> | <p>◇少年補導員連絡協議会 年5回開催</p> <p>◇役員会・理事会(原則連絡協議会の2週間前に実施) 年6回開催</p> |
| 少年相談 電 話 eメール 面 接 | <p>◎少年及び市民に対して、少年相談の周知に努め、関係機関等との連携により相談機能の充実に努める。</p> | <p>◇相談日・・・月曜日～金曜日</p> <p>時間・・・月・火・木・金曜日 9:00～17:00</p> <p>電話相談は、水曜日 9:00～19:00</p> <p>◇必要に応じて関係機関との連携を図る。</p> <p>◇必要に応じて家庭や学校との連携を図る。</p> <p>◇少年相談カード及び少年相談ポスターを、市内の全小中学校・義務教育学校・特別支援学校、高等学校に配付する。</p> |
| 継続相談 | <p>◎継続して指導することが望ましい少年については、面接相談等を通じて、関係機関との連携により指導にあたる。</p> | <p>◇少年相談から</p> <p>◇街頭補導から</p> <p>◇学校等の依頼から</p> |
| LINE 相談 | <p>◎SNS等を活用したLINE相談を通年実施する。</p> | <p>◇相談日・・・月曜日・木曜日(祝日は除く)</p> <p>◇時間・・・17:00～22:00(受付21:00まで)</p> <p>◇対象・・・市内中学生(小5,6年生一部高校生) 市内13500人を対象にチラシを配付</p> <p>◇業務委託による運営</p> <p>◇連携を密にし、必要に応じ情報提供を行う。</p> |

| | | |
|--------------|---|---|
| 健全育成 環境浄化 | <p>◎少年健全育成についての活動並びに環境浄化活動を推進する。</p> <p>◎少年健全育成活動に取り組む他団体や、地区住民との協力体制を確立する。</p> | <p>◇地区少年健全育成連絡協議会 地区ごとに随時開催</p> <p>◇市川市明るい環境をつくる会推進会議 年1回開催</p> <p>◇市川市明るい環境をつくる会主催「薬物乱用防止キャンペーン」実施（千葉県健康福祉センター共催） 10月開催</p> <p>◇市内たまり場調査 8月実施</p> <p>◇青少年問題啓発リーフレット配付 年1回</p> |
| 研修・会議 | ◎充実した研修により見識を高め、少年の指導に寄与する。 | <p>◇少年補導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補導員ブロック会議 年2回実施 ・新任者研修 年1回実施 ・市外研修 年2回実施 ・県補導員大会 年1回開催 ・船橋地区ブロック補導員研修会 年1回実施 ・市内外巡検 年1回実施 <p>◇センター職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県青少年補導センター職員研修 年1回開催 ・相談員研修会(スーパービジョン) 年3回開催 |
| 調査・広報 | <p>◎少年センターの事業について広報活動に努める。</p> <p>◎市内の非行状況と、有害環境の実態を把握する。</p> | <p>◇少年センター活動報告 年1回発行</p> <p>◇少年相談カード 年1回発行</p> <p>◇少年相談ポスター 年1回発行</p> <p>◇少年補導員広報紙「葦波」「あしなみ」 年2回発行</p> <p>◇補導活動の状況 月1回集計・年間集計</p> <p>◇相談活動の状況 月1回集計・年間集計</p> <p>◇不審者情報の状況 月1回集計・年間集計</p> <p>◇コンビニエンスストア及び書店における有害図書等の状況調査 随時</p> |
| 関係機関・諸団体との連携 | ◎関係機関・諸団体との連携や協力体制を確立し、少年健全育成活動の充実を図る。 | <p>◇少年センター運営協議会 年3回開催</p> <p>◇県青少年補導センター連絡協議会 年3回開催</p> <p>◇青少年補導センター所長会議 年3回開催</p> <p>◇県補導員連絡会総会・理事会 年6回開催</p> <p>◇葛南地域生徒指導行政担当者協議会 年8回開催</p> <p>◇市川市学校警察連絡委員会 年2回開催</p> <p>◇市川浦安地区高等学校警察連絡協議会 年4回開催</p> <p>◇市川市小中学校生徒指導主任会 年6回開催</p> <p>◇市川市自殺対策庁内推進担当者連絡会 年3回開催</p> <p>◇子どもに関わる相談窓口連絡会 年3回開催</p> <p>◇要保護児童対策地域協議会実務者研修会 月1回開催</p> <p>◇千葉県環境生活部県民生活・文化課</p> <p>◇警察署等 (市川警察署・行徳警察署・各青少年補導センター)</p> <p>◇小・中・義務教育学校・高等学校及びPTA</p> <p>◇学校・関連機関と連携して事故の情報提供と事故防止</p> |

市川市少年補導員の委嘱状況

[任期：令和2年6月12日～令和4年6月11日] 令和2年6月12日現在

| 区 分 | 男 性 | 女 性 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 民間有識者 | 18 | 88 | 106 |
| P T A | 17 | 37 | 54 |
| 合 計 | 35 | 125 | 160 |

※令和2年度は任期終了のため新たに委嘱を行う。

令和2年度 市川市少年センター運営協議会

(年間テーマ) 《インターネット犯罪に巻き込まれないために》

*協議した内容が今後の少年センターの活動などに生かされるように内容を
検討・整理していく。(年間3回)

◎今年度の開催期日 (予定)

| 期 日 | 内 容 (テーマ) | 時間・場所 |
|-------------------|---|----------------|
| 7月21日(火) (1回目) | ・少年センターの運営について ・少年センターの課目標について | 15:00 第3研修室 |
| 10月6日(火) (2回目) | ・インターネットトラブル防止啓発について | 15:00 第3研修室 |
| 2月9日(火) (3回目) | ・インターネットトラブル防止活動の成果と課題について ・次年度の取り組みについて | 15:00 第3研修室 |

《過去のテーマについて》

- 平成20年度 「これからの補導業務について」
- 平成21年度 「少年の携帯電話の利用について」ポスター等を作成
- 平成22年度 「青少年の万引き防止について」リーフレット、ポスター配布
- 平成23年度 「青少年の万引き防止について」リーフレット、ポスター配布
- 平成24年度 「少年のネットトラブルについて」
- 平成25年度 「少年のネットトラブルについて」啓発資料作成
- 平成26年度 「少年のネットトラブルについて」啓発資料作成
- 平成27年度 「危険ドラッグ等、薬物乱用防止に向けて」
- 平成28年度 「少年センターの運営に関する課題や活動の見直し」
- 平成29年度 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」
- 平成30年度 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」
- 平成31年度(令和元年度) 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」

【最近の補導・相談・不審者情報について】

(令和2年4月～令和2年6月)

1. 街頭補導実施状況
2. 補導少年の行為・学職別
3. 補導地区・場所
4. 過去4年間との少年補導状況の比較
5. 相談受付状況
6. 電話相談の相談内容・相談者学職
7. eメール相談の相談内容・相談者学職
8. 面接相談の相談内容・相談者学職
9. 不審者情報状況

【少年センター 令和2年度活動方針】

1. 少年センター運営テーマ「インターネット犯罪に巻き込まれないために」について
 - (1) インターネットの現状
 - (2) インターネットトラブル防止出張授業・研修
2. 教育センター(少年センター) 課目標「補導活動の充実(ネットパトロールを含む)」について
 - (1) ネットパトロールの実施方法
 - (2) 補導員との連携

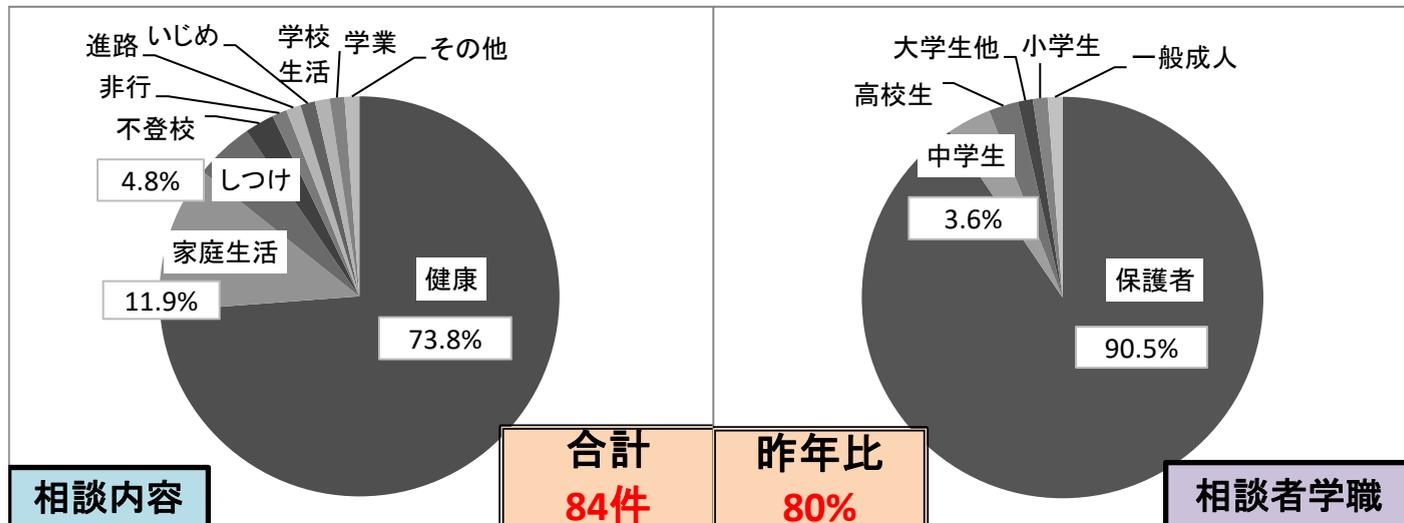
【SNS等を活用したLINE相談 QRコード付き資料】

5. 相談受付状況

(令和2年度 4月～6月のデータ) (件)

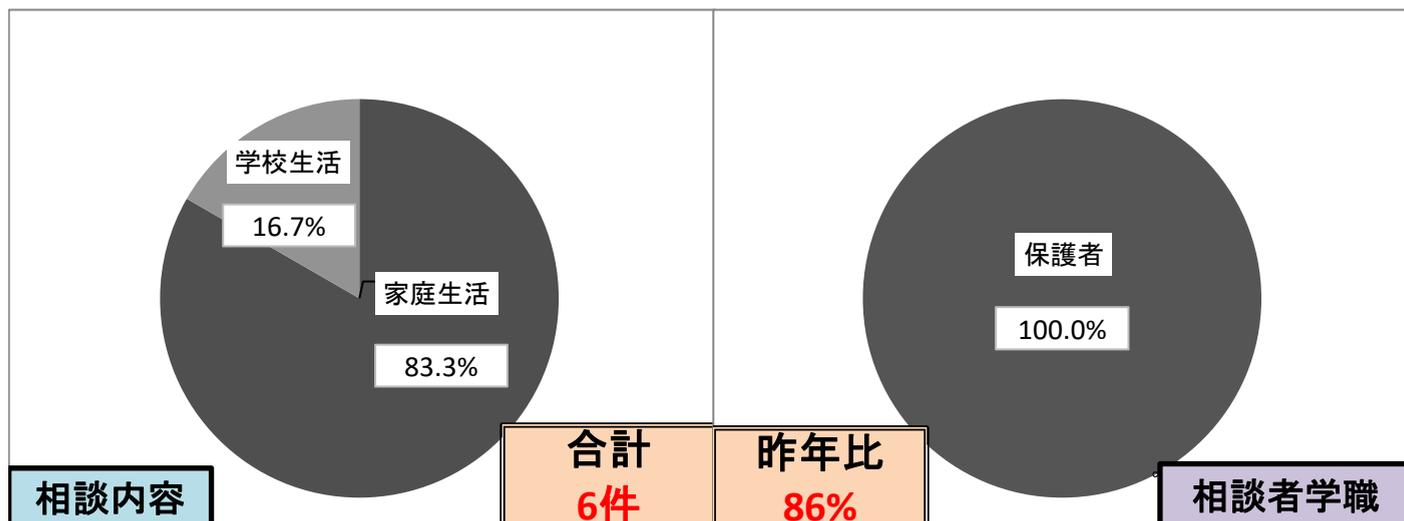
| 種類 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 電話 | 25 | 26 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 84 |
| eメール | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 面接 | 4 | 1 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 合計 | 29 | 28 | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 105 |

6. 電話相談

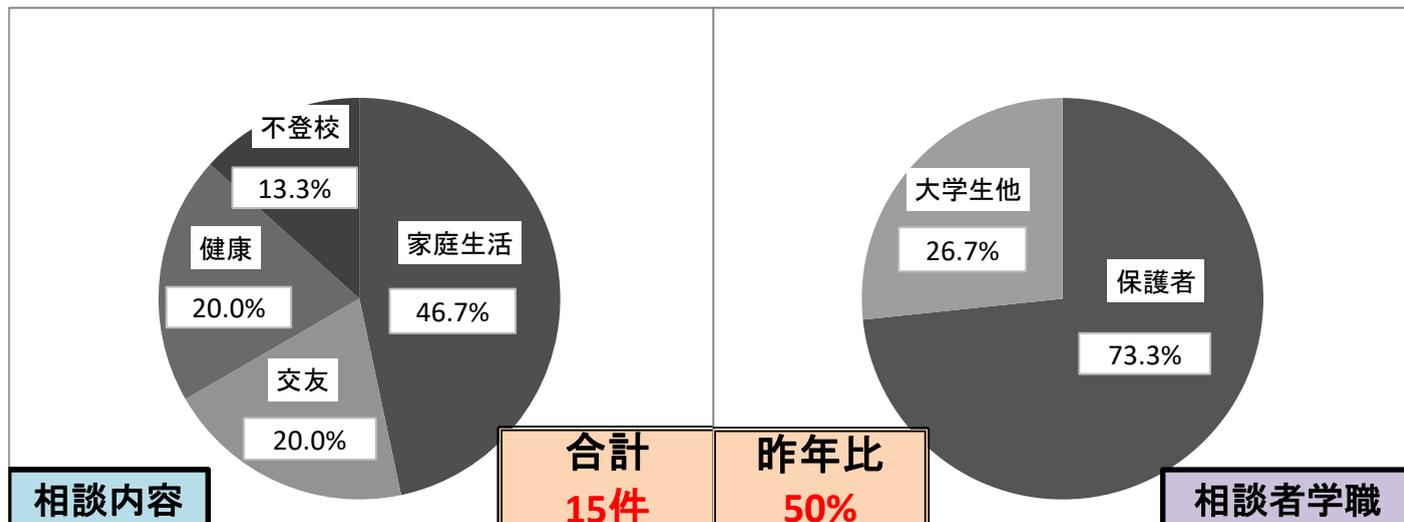


※相談内容は“少年に関する相談”を集計分類しています。

7. eメール相談



8. 面接相談



9. 不審者情報状況

(令和2年度 4月～6月のデータ)

【不審者情報件数】

不審者情報件数 38件、被害人数 59人

【不審者情報の状況】

発生件数は、昨年の同月（67件）より減少しています。行為としては、「声かけ」13件、「露出」10件、「不審者」9件、「盗撮」3件、「つきまとい」2件、「痴漢」1件でした。

4～5月期は、市内小中学校の臨時休校により、不審者の報告もほとんどありませんでしたが、6月に入り分散登校が始まると同時に、不審者の報告も増えました。

特に南エリアで不審人物が多発し、加害者は比較的若い年齢層で、子ども達の登下校の時間帯を狙った行為が多かったのが特徴でした。

【行為と発生地（報告した中学校区）】

単位：件数

| 行為 中学校区 | 痴漢 | 露出 | 不審者 | 声かけ | つきまとい | 引き込まれ | 盗撮 | 不審電話 | 学校侵入 | 暴力行為 | その他 | 合計 |
|------------|----|----|-----|-----|-------|-------|----|------|------|------|-----|----|
| 第一中学校 | | | 1 | 2 | | | | | | | | 3 |
| 第二中学校 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 第三中学校 | | 2 | 2 | | | | | | | | | 4 |
| 第四中学校 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 第五中学校 | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 第六中学校 | | | | 3 | | | | | | | | 3 |
| 第七中学校 | | 1 | 1 | 3 | | | | | | | | 5 |
| 第八中学校 | | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | 3 |
| 下貝塚中学校 | | | 1 | | 1 | | | | | | | 2 |
| 高谷中学校 | 1 | 1 | | | | | | | | | | 2 |
| 福栄中学校 | | | 1 | | | | 2 | | | | | 3 |
| 東国分中学校 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 大洲中学校 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 塩浜学園 | | 1 | | 1 | | | | | | | | 2 |
| 南行徳中学校 | | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | 5 |
| 妙典中学校 | | 2 | | 3 | | | | | | | | 5 |
| 合計 | 1 | 10 | 9 | 13 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38 |

【行為の内容と被害人数】

単位：人数

| | 生徒・学生 | | | | | | 合計 | | 学職 性別 不明者 | 総計 |
|-------|-------|----|-----|----|-----|---|----|----|-----------------|----|
| | 小学生 | | 中学生 | | その他 | | 男 | 女 | | |
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | | | |
| 痴漢 | | | | 1 | | | 0 | 1 | | 1 |
| 露出 | | 4 | | 7 | | 4 | 0 | 15 | | 15 |
| 不審者 | 1 | 6 | | 3 | | 2 | 1 | 11 | | 12 |
| 声かけ | 4 | 4 | 1 | 11 | 1 | | 6 | 15 | | 21 |
| つきまとい | | | | 2 | | | 0 | 2 | | 2 |
| 引き込まれ | | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| 盗撮 | 1 | 7 | | | | | 1 | 7 | | 8 |
| 不審電話 | | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| 学校侵入 | | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| 暴力行為 | | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| その他 | | | | | | | 0 | 0 | | 0 |
| 合計 | 6 | 21 | 1 | 24 | 1 | 6 | 8 | 51 | 0 | 59 |

※上表は被害者数の明らかなものを集計しています。不明は、男女分けが不明な場合です。

時間帯別の集計表

| 実区 | 全内容 | 痴漢 | 露出 | 不審者 | 声かけ | つきまとい | 引き込まれ | 盗撮 | 不審電話 | 学校侵入 | 暴力行為 | その他 |
|------|-----|----|----|-----|-----|-------|-------|----|------|------|------|-----|
| 午前 | 13 | 0 | 3 | 5 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 午後 | 11 | 0 | 3 | 0 | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 薄暮 | 12 | 0 | 4 | 3 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 夜間 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 深夜 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 時間不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 38 | 1 | 10 | 9 | 13 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※時間帯不明は0件

少年センター 令和2年度活動方針

1. 少年センター 運営テーマ

インターネット犯罪に巻き込まれないために

(平成29年度 少年センター運営協議会により策定)

2. 教育センター（少年センター） 課目標 補導活動の充実（ネットパトロールを含む）

1. 少年センター 運営テーマ

インターネット犯罪に巻き込まれないために

(平成29年度 少年センター運営協議会により策定)

(1) 現状

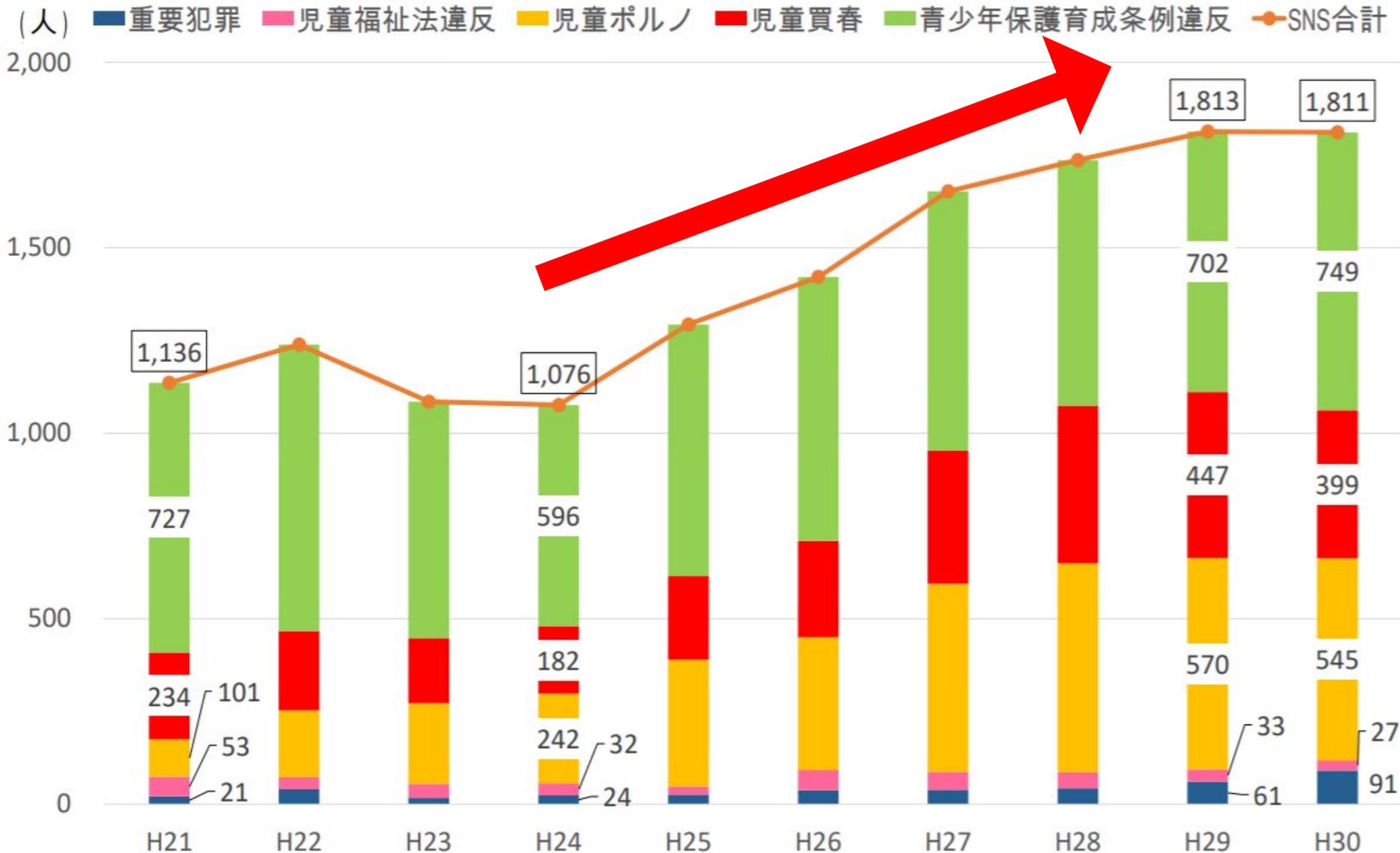
(2) インターネット犯罪に巻き込まれないための活動

①インターネットトラブル防止出張授業・研修

②ネットパトロール

【SNS】罪種別被害児童数の推移

(警察庁資料)



子どものSNS犯罪被害

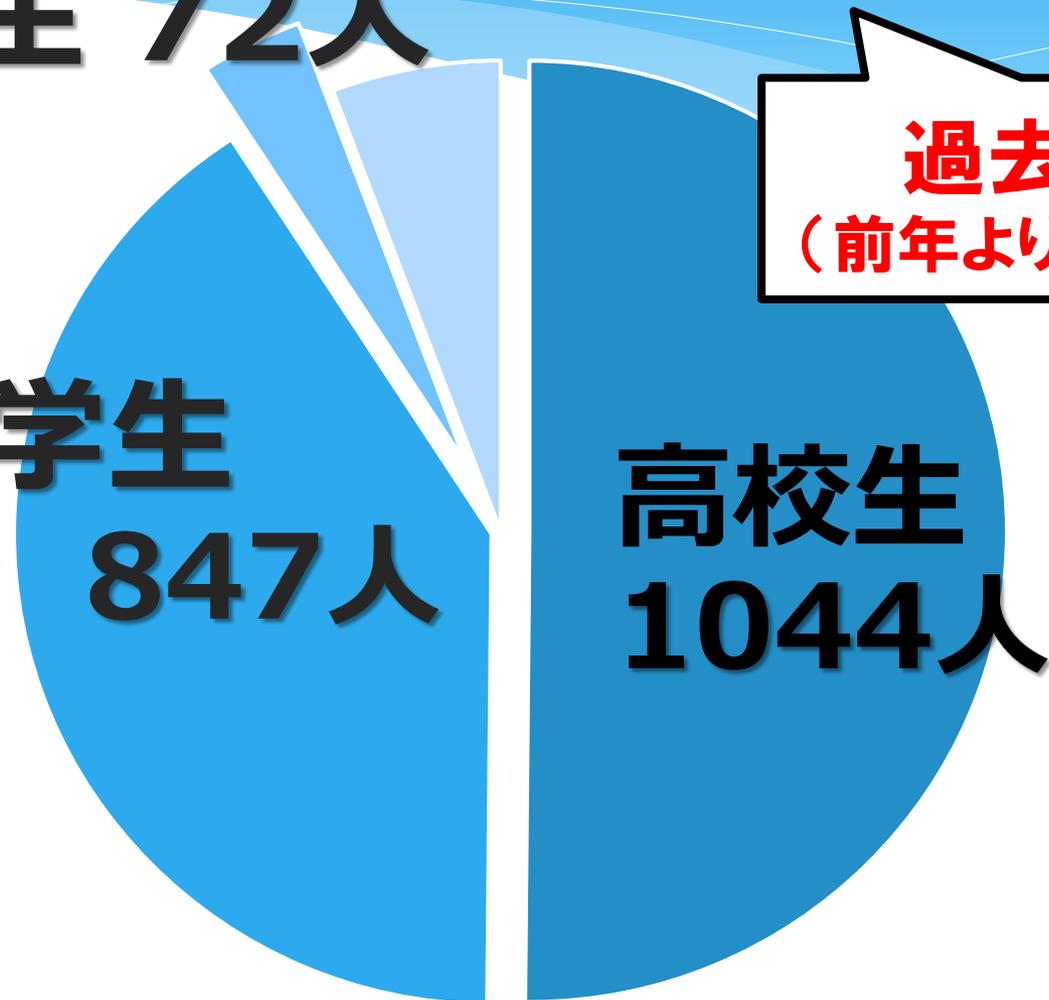
【総数：2082人 2019年】

小学生 72人

中学生
847人

高校生
1044人

過去最多
(前年より271人増)



千葉県のネットパトロールにおける 「危険度」と「内容」

| 項目 | 危険度 | 内容 |
|-----|-------|--------------------------|
| <1> | レベル1 | 自分自身の個人情報の公開（氏名・学校名・顔写真） |
| <2> | レベル2* | 自分自身の詳細な個人情報の公開 |
| <3> | レベル2* | 他人の個人情報の公開 |
| <4> | レベル2* | 個人を特定した誹謗・中傷 |
| <5> | レベル2* | 自傷行為（自殺予告等） |
| <6> | レベル2* | 暴力・問題行動（飲酒・喫煙等） |
| <7> | レベル2* | わいせつ表現（写真等） |
| <8> | レベル3* | 少年の刑事事件、自殺に係るもの等 |

- 3段階で設定。

- レベル2とレベル3について、「特に問題のある書き込み」とし、対象の児童生徒がいる市町村教育委員会などに情報提供している。

*レベル2と3を「特に問題のある書き込み」としている。

千葉県ネットパトロール 実施結果(H30)

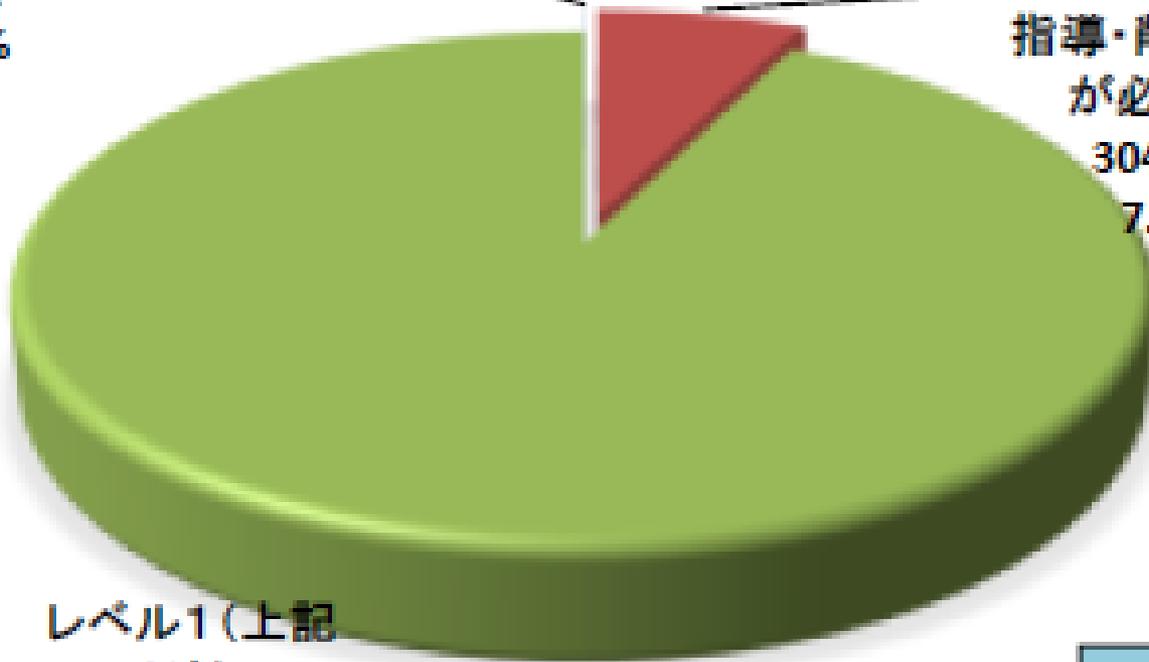
レベル別人数

レベル3(緊急
性が高い)、
1人、
0.0%

レベル2(生徒
指導・削除依頼
が必要)、
304人、
7.0%

レベル1(上記
以外)、
4012人、
92.9%

総数:4,317人



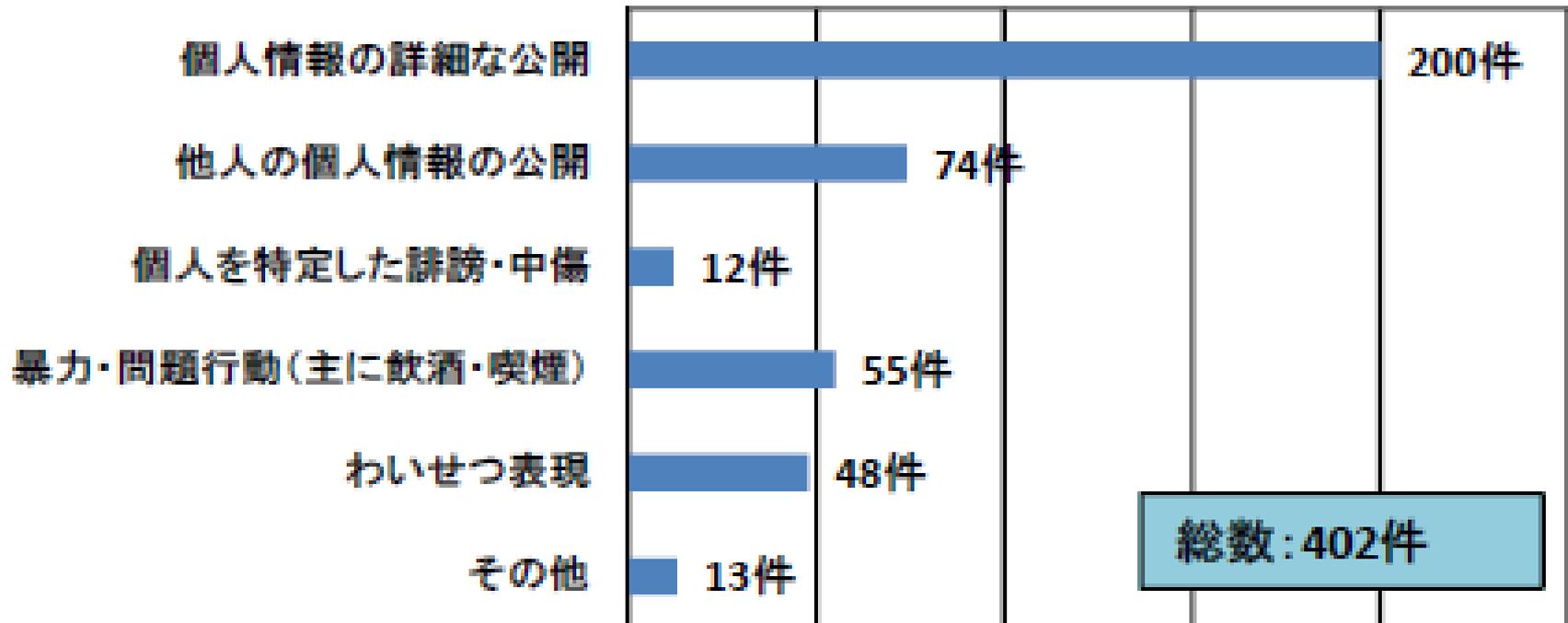
千葉県ネットパトロール 実施結果(H30)

特に問題のある書き込み件数

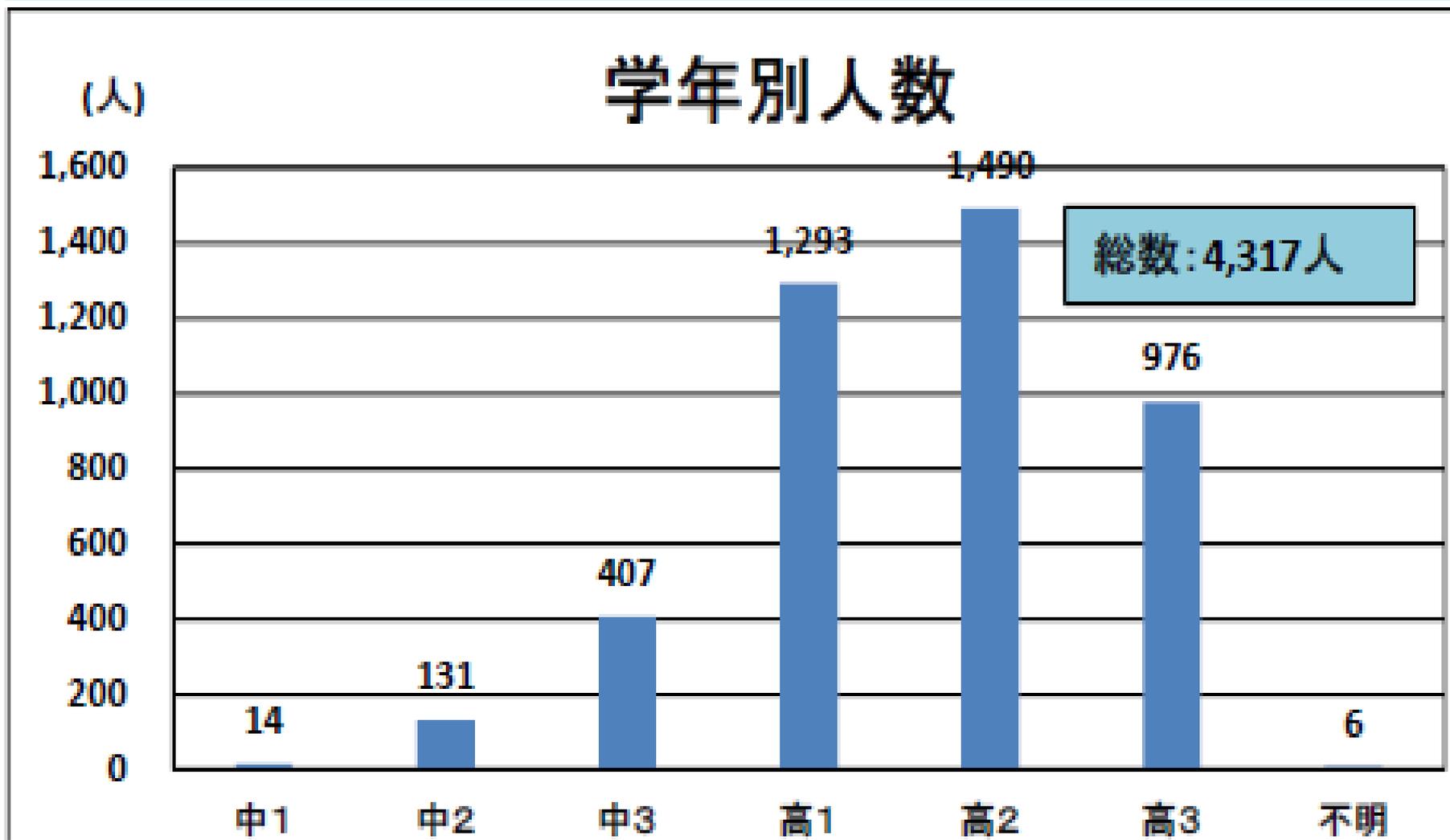
(レベル2・3)

(件)

件 50件 100件 150件 200件 250件



千葉県ネットパトロール 実施結果(H30)



インターネット犯罪に巻き込まれないための活動① ～啓発的活動～

ネットトラブル防止出張授業・研修

①児童生徒向け授業…45分～50分

②保護者・地域の方々向け…30分～40分

③教職員向け…45分～50分

実施目的

インターネットトラブルから
子供たちを守りたい！

↓ 児童生徒

- ① SNSに関する正しい知識を伝える。
- ② 日常生活でダメなことはネットの世界でもダメであることを伝える。

↓ 保護者

- ① SNSに関する正しい知識を伝える。
- ② 実際のトラブルの例を伝える。
- ③ 子供に持たせる際のルールや保護者としての責任を伝える。

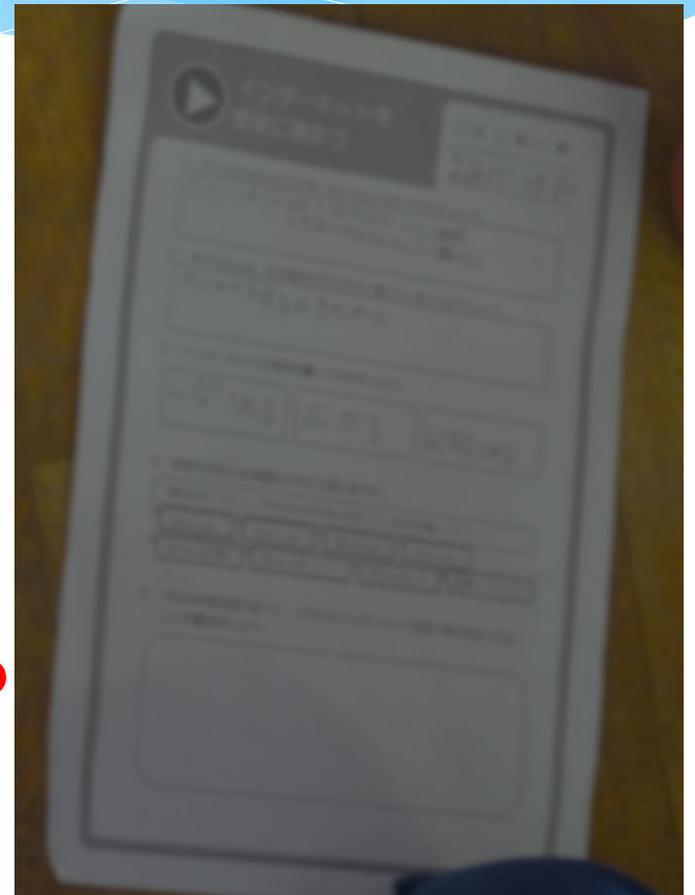
ネットトラブル防止出張授業・研修の実際





自分の考えや大事なことを
ワークシートに記入する。

インターネットの3つの特性
公開される、広がる、記録される
について、実際の事例をもとに
考えていく「授業形式」を実践。



保護者向けの研修の実践（25分程度） ～家庭教育学級～



実施の学校

<平成30年度実績>

○実施回数 合計22回

・小学校9回 中学校4回 義務教育学校1回 保護者7回 教職員1回

○延べ人数 5,762人

<平成31年度実績>

○実施回数 合計37回

・小学校19回 中学校7回 義務教育学校1回 保護者8回

ふれんどルーム1回 補連協1回

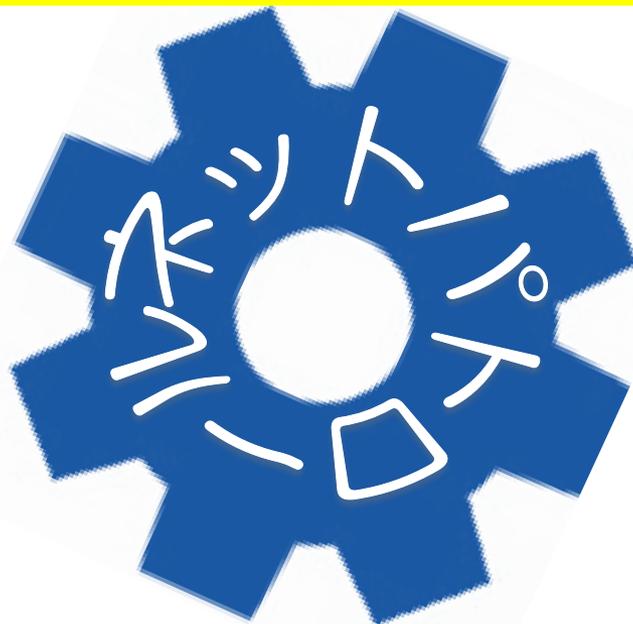
○延べ人数 10,170人

2. 教育センター（少年センター）課目標 補導活動の充実（ネットパトロールを含む）

街頭補導の充実
愛のひとこえ運動



サイバー補導の充実
ネットパトロール



インターネット犯罪に巻き込まれないための活動② ～監視的活動～

ネットパトロール

- ①対象…市内小、中、高、特別支援学校の児童生徒
- ②少年センター職員によるネットパトロール
(H29年.6月より実施)
- ③補導員によるネットパトロール
(H30年.9月より実施)

少年センター 該当校への連絡レベル

<問題のある書き込み監視区分（危険度・内容）>

| | 危険度 | 内容 |
|---|------|--------------------------|
| ① | レベル1 | 自分自身の個人情報の公開（氏名・学校名・顔写真） |
| ② | レベル2 | 自分自身の詳細な個人情報の公開 |
| ③ | | 他人の個人情報の公開 |
| ④ | | 個人を特定した誹謗・中傷 |
| ⑤ | | 自傷行為（自殺予告等） |
| ⑥ | | 暴力・問題行動（飲酒・喫煙等） |
| ⑦ | | わいせつ表現（写真等） |
| ⑧ | レベル3 | 少年の刑事事件、自殺に係るもの等 |



※レベル2及びレベル3の書き込みを「特に問題のある書き込み」とする。

少年センター「ネットパトロール」フロー図



パトロール対象は「Twitter」 特に「フォロワー」を監視

ホーム 通知 # 見つける アカウント

ツイート >
フォロー >
フォロワー >
お気に入り >
リスト >

中あるある
@matsubachu_bot
中学校/現高1の代限定
リブやDMは基本返しません

ツイート 88 フォロー 22 フォロワー 114

おすすめユーザー · 更新 · すべて見る

LIVE ツイキャス公式 @twitcas... x

フォロー

フォロワーから
詳しく調べる。

補導員との連携フロー図

少年センター

補導員さん

学校名、実名、顔写真、
不適切な書き込み等

発見

重大事案の場合、
報告・相談

少年センター職員で検討

報告

記録

指導課・学校安心安全対策室

該当校へ報告
しない案件

該当校へ報告
する案件

ネットパトロール記録簿に、
必要事項を記入

監視を継続

実際の画面を
報告書に添付し、
該当校へ
連絡

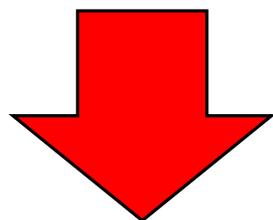
記録完了の報告

再びパトロールを再開

- ①書き込み発見
- ②少年センター職員に報告
- ③ネットパトロール記録簿に記入
＋
画面の保存
- ④記入内容等確認後、該当校へ連絡

インターネットトラブル防止
出張授業・研修を積極的に行う

補導活動（ネットパトロールを含む）
の充実を図る



市川市の児童生徒たちを
あらゆるトラブルから
守っていく！





SNSを活用した相談窓口 【悩み相談@いちかわ】

《目的》

中学校におけるいじめや不登校等、様々な問題の解決を図るため、SNS(LINE)を活用して相談を受け付け、悩みを抱えている生徒へのセーフティネットの役割を果たす。



SNSを活用した相談窓口 【悩み相談@いちかわ】

《H31実績》

前期：令和元年8月19日（月）～9月13日（金）26日間

後期：令和2年1月20日（月）～2月14日（金）26日間

相談時間：午後5時～午後10時

対象：市内公立および私立中学校

義務教育学校（後期課程）

市内特別支援学校（中等部・高等部）の生徒

【登録者数、アクセス数等】

| | | | | |
|--------|-------|----------|--------|--------|
| 友だち登録数 | アクセス数 | 相談対応数 | 気になる相談 | 緊急対応案件 |
| 352 件 | 388 件 | 延べ 177 件 | 11 件 | 0 件 |

【相談者の属性（相談者数 165 人）】

| (1) 性別 | | (2) 学年 | |
|--------|-------|--------|------|
| 男 | 14 人 | 1 年生 | 76 人 |
| 女 | 125 人 | 2 年生 | 26 人 |
| 言いたくない | 26 人 | 3 年生 | 24 人 |
| | | 言いたくない | 17 人 |
| | | その他 | 22 人 |

話せてよかった。
気持ちが楽になった。



【相談主訴別件数】

| 相談主訴 | 件数 | 相談主訴 | 件数 | 相談主訴 | 件数 |
|------|----|--------|----|----------|----|
| いじめ | 7 | 精神病・同疑 | 4 | 教員・学校 | 4 |
| 人間関係 | 56 | 障がい・同疑 | 6 | 学校教育 | 1 |
| 非行 | 0 | 学業・進路 | 5 | 問い合わせ | 7 |
| 不登校 | 0 | 学校生活 | 22 | その他の相談主訴 | 35 |
| 学習 | 7 | 家庭生活 | 15 | | |
| 性的活動 | 5 | 虐待 | 1 | | |

生徒及び保護者の皆様へ



相談方法

- 1 右にあるQRコードをLINEアプリで読み取って、「悩み相談@いちかわ」を「友だち追加」してください。
- 2 相談期間中に、「悩み相談@いちかわ」に「トーク」でメッセージを送ると、専門の相談員が相談を受け付けます。

相談期間 令和2年4月20日(月)～3月31日(水)
■毎週 月曜日・木曜日 (祝日を除く)
■午後5時～午後10時 (受付は午後9時まで)

相談対象 市川市立中学校・義務教育学校(後期課程)
市内私立中学校
市内特別支援学校(中等部・高等部)の生徒

- 「悩み相談@いちかわ」は、あなたの悩み事や困っていることを受け止め、どうすれば良いのかを、あなたと一緒に考えます。
- 「悩み相談@いちかわ」は、強制ではありません。また、新たにスマートフォン等を購入する必要はありません。
- 相談員は、あなたのLINE登録名とアイコン画像しかわかりません。安心して、相談してください。相談内容についての秘密は必ず守ります。ただし、相談内容から、あなたの身体や命に危険があると判断したときは、関係機関と連携して、あなたの安全を確かめる場合があります。

悩み相談@いちかわ

どんなことでも気軽に相談してください

市川市教育委員会



SNSを活用した相談窓口 【悩み相談@いちかわ】

《R2年度》

相談期間：令和2年4月20日（月）～3月31日（水）

毎週月曜日・木曜日（祝日を除く）

午後5時～午後10時

対象：市内公立および私立中学校 義務教育学校（後期課程）

市内特別支援学校（中等部・高等部）の生徒

※コロナ禍による休校により市内小学校5・6年生を追加

生徒及び保護者の皆様へ

友達とうまくいっていない

部活動についていられない

勉強がわからない

学校に気持ちが向かない

生活のことで話を聞いてほしい

相談方法

- 1 右にあるQRコードをLINEアプリで読み取って、「悩み相談@いちかわ」を「友だち追加」してください。
- 2 相談期間中に、「悩み相談@いちかわ」に「トーク」でメッセージを送ると、専門の相談員が相談を受け付けます。

- 相談期間** 令和2年4月20日(月)～3月31日(水)
■毎週 月曜日・木曜日（祝日を除く）
■午後5時～午後10時（受付は午後9時まで）
- 相談対象** 市川市立中学校・義務教育学校(後期課程)
市内私立中学校
市内特別支援学校(中等部・高等部)の生徒

- 「悩み相談@いちかわ」は、あなたの悩み事や困っていることを受け止め、どうすれば良いのかを、あなたと一緒に考えます。
- 「悩み相談@いちかわ」は、強制ではありません。また、新たにスマートフォン等を購入する必要はありません。
- 相談員は、あなたのLINE登録名とアイコン画像しかわかりません。安心して、相談してください。相談内容についての秘密は必ず守ります。ただし、相談内容から、あなたの身体や命に危険があると判断したときは、関係機関と連携して、あなたの安全を確かめる場合があります。

悩み相談@いちかわ
〜どんなことでも気軽に相談してください〜

市川市教育委員会